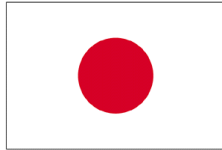


EPA活用マニュアル



・・・日本インドネシアEPA版・・・



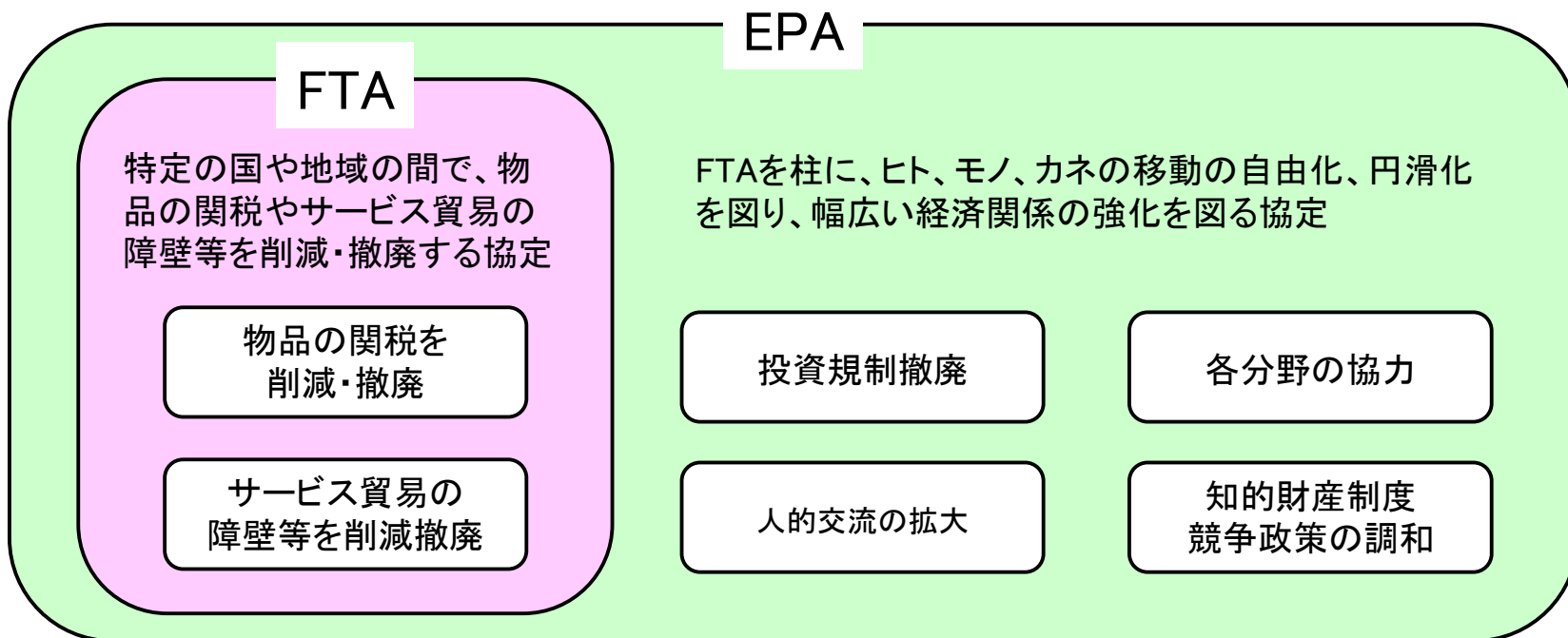
第1部	特惠税率適用までの流れ	02～08頁
第2部	関税率表の見方	09～16頁
第3部	譲許表の見方	17～24頁
第4部	原産地規則とは何か	25～28頁
第5部	原産地証明書の取得	29～33頁
第6部	積送基準、GSPなど	34～37頁

2017年12月15日更新

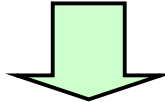
ジェトロ・貿易投資相談課

日本インドネシア経済連携協定(EPA)は2008年7月1日発効!

経済連携協定 EPA・・Economic Partnership Agreement
自由貿易協定 FTA・・Free Trade Agreement



日インドネシアEPAの発効により・・・

- ★ 日本からインドネシアに輸出する物品、およびインドネシアから輸入する物品の関税が削減・撤廃される品目がある
 - 即時撤廃になるもの
 - 段階的に削減し、いずれ撤廃になるもの
 - 割当量以内で減税あるいは無税
 - 今回は妥結に至らず、再交渉するもの
 - 除外するもの・・・関税の削減・撤廃が行われないもの
 - ★ 日インドネシア(EPA)特恵税率
 - ・・・日インドネシアEPAによって、削減・撤廃される税率
- 
- ★ インドネシアに輸出(またはインドネシアから輸入)する物品の特恵税率を調べ、特恵税率適用を受けるための原産地証明書を取得する

EPA特恵税率が適用されるための要件

1、2、3のすべてが必要

1. 対象輸入産品にEPA特恵税率が設定されているか？

日本からインドネシアに輸出・・・インドネシア側EPA特恵関税率表を確認
インドネシアから日本に輸入・・・日本側EPA特恵関税率表確認
将来の関税引き下げスケジュールは両国各々の譲許表を参照

2. 輸入貨物にEPA特恵税率の適用資格(原産資格)があるか？

2-1 原産地規則を満足していることおよび積送基準を満足していること

2-2 そして、それを証明すること

原産地規則を満足している証明は原産地証明書

積送基準を満足している証明は運送要件証明書(通しの船荷証券の写し等)

3. 特定原産地証明書および運送要件証明書(通し船荷証券の写し等)を輸入国税関に対して提出すること

EPA特恵関税を利用するための手順(輸出の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出先が決定したら輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば輸入者に文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)にてHSコードを確認してもらう。

HSコード6桁はHSコードを使用している国では共通であるが、5年ごとに改定される。日本が締結している経済連携協定では以下のとおりそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率:各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので注意!

4. 対象輸出品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たし、それを証明し、特定原産地証明書を受給して輸入者に送る

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

EPA特恵関税を利用するための手順(輸入の場合)

1. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の調査

⇒輸出国と輸入国が発効しているEPA/FTAを調べる

ジェトロ 「世界のFTA一覧」 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2015/01/14985ca67be82942.html>

WTO Regional Trade Agreements Information System (RTA-IS) <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>

UNESCAP Asia-Pacific Trade and Investment Agreements Database

<http://www.unescap.org/resources/asia-pacific-trade-and-investment-agreement-database-aptiad>

ADB Asia Regional Integration Center <http://aric.adb.org/FTAbyCountryAll.php>

2. HSコードの特定: 輸入国税関の判断したHSコードが必要

⇒輸入国で過去同一品を輸入した経験があれば、その時の税関が許可した輸入許可証に記載されているHSコード、対象品を初めて輸入するのであれば文書による品目分類の事前教示(Advance Ruling of Tariff Classification)によるHSコードを確認。

協定の原産地規則を調べた後、利用するEPA/FTA特恵関税を確認し、そのHSコードを輸出者に連絡する。

HSコード6桁はHSコードを使用している国で共通であるが、5年毎に改定される。日本が締結している経済連携協定ではそれぞれ使用されているHSコードの年度が明記されている。その特定原産地証明書には以下のHSコードで記載しなければならない。

2002年版HSコードで規定されているEPA⇒日シンガポール、日メキシコ、日マレーシア、日チリ、日タイ、日インドネシア、日ブルネイ、日アセアン、日フィリピン

2007年版HSコードで規定されているEPA⇒日スイス、日ベトナム、日インド、日ペルー

2012年版HSコードで規定されているEPA⇒日オーストラリア、日モンゴル

3. 経済連携協定(EPA)/自由貿易協定(FTA)の特恵関税率と最恵国(MFN)税率を調べる

⇒通常輸入の場合に適用されるMFN税率とEPA/FTA特恵関税率を調べ比較する

ジェトロ「世界各国の関税率」 <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

EPA/FTA特恵関税率: 各協定附属書などの関税スケジュール表(譲許表)から調べる

EPA/FTAには再協議品目や除外品目などの特恵関税対象外品目があるので、注意!

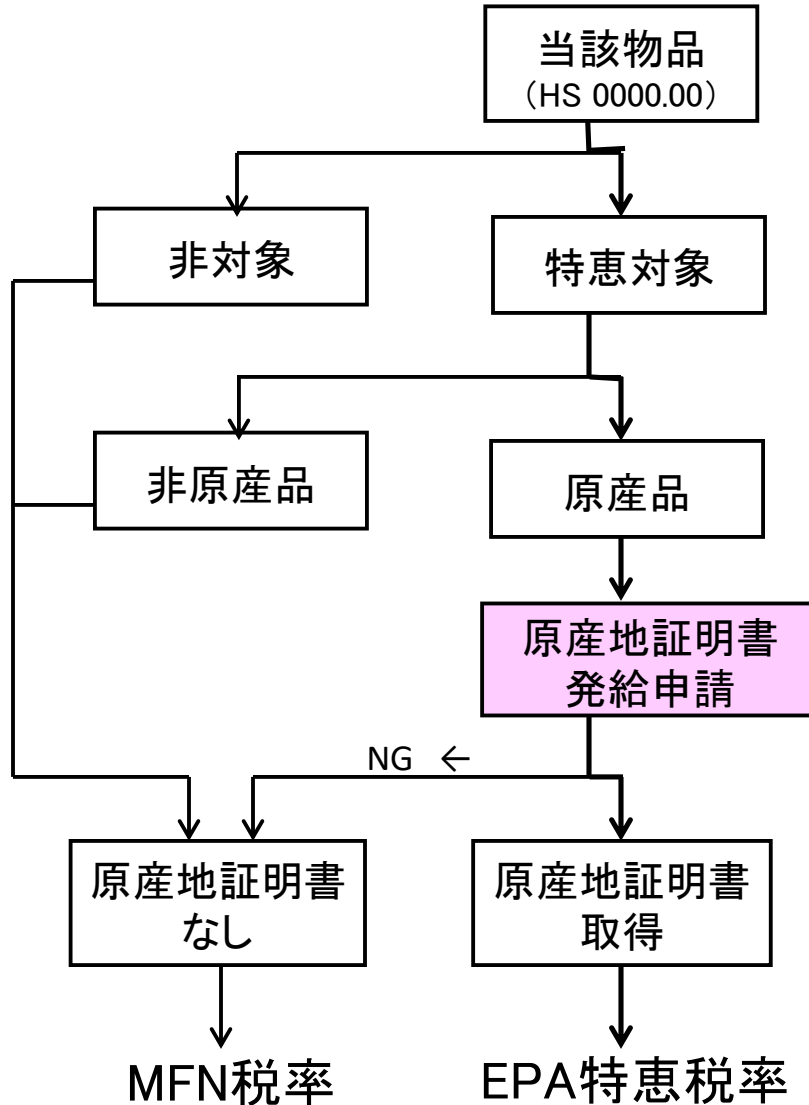
4. 対象輸入産品に求められている原産地規則を調べ、その原産地規則を満たしていることを輸出者に確認する

⇒利用するEPAあるいはFTAの品目別規則(PSR)を調べ、原産地規則の規定がなく一般原産地規則の規定がある協定は、一般原産地規則が原産地規則である。

日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa_manual.html

5. 対象輸入産品とその特定原産地証明書が到着後、EPA/FTA特恵関税適用を申告する輸入申告書に特定原産地証明書、船荷証券の写し、通常の輸入申告に必要な書類を添付して税関に提出する

日本からの輸出にEPAを利用する場合



HSコードが分からない場合、
 ・輸入者を通じて輸入国税関に照会する
 ・または、過去に同じ産品を同じ国に輸出した実績があれば、その輸入許可書上のHSコードを確認する(11-12頁参照)

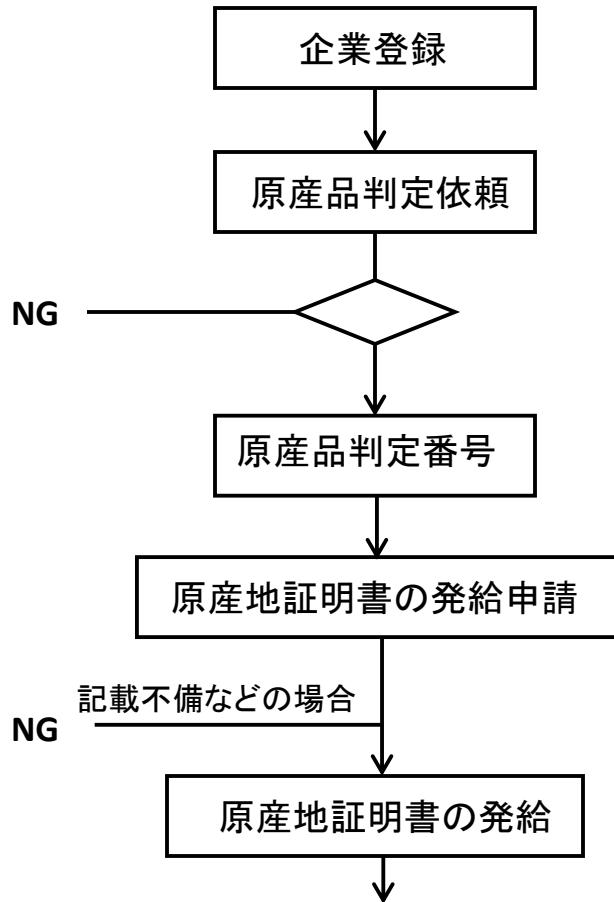
特恵関税を関税率表および協定附属書1(譲許表)から調べる

原産地規則を協定附属書2(原産地規則)から調べる

日本商工会議所(および各地商工会議所)に原産地証明書の発給を申請をする(次頁参照)

	関税率表および譲許表 (原産地規則は締約国共通)	発給申請
輸出	インドネシア側を調べる	日本で
輸入	日本側を調べる	インドネシアで

原産地証明書発給の流れ



輸出者および原産品判定依頼を行う生産者の企業登録。
企業登録番号、ログインID、パスワードが通知される。
登録内容に変更がない限り、2年間有効

輸出者が生産者でない場合、輸出者の依頼を受けた生産者が原産品判定依頼を行うには当該生産者の企業登録も必要

当該産品が附属書2(品目別規則)の原産地規則を満足する原産品確認書およびその証拠書類を準備して(5年あるいは3年間保存義務あり)、インターネット上で「特定原産地証明書発給システム」にアクセスし、係る必要情報を入力し、判定を依頼。必要に応じて、申請に係る物品の原産品確認書、関係者への照会、あるいは調査がある

原産品と判定されると原産品判定番号が付与される。
申請内容に変更がない限り、有効期限なし

輸出者は輸出の都度、原産地証明書を取得する

例えば毎月のように継続して輸出する場合、まず、当該物品の原産品判定を受けておく → 「原産品判定番号」を取得しておく。以降、輸出の都度、原産地証明書のみ、申請・受給する

輸入締約国の輸入業者に送付
業者は税関に提出、特恵税率で通関

詳しくは日本商工会議所ウェブサイト参照
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tetsuduki.html>

関税率を調べる

- ★ 当該物品のHSコードを確認する
 - HSコードとは…すべての貿易品目の分類に用いられる世界統一番号
 - HSコードが分からない時は税関に問い合わせる(12頁参照)
- ★ HSコードから各国の(現在の)特恵関税率を調べる
協定附属書1(譲許表)から調べる。その他以下の調べ方がある。
 - 日本の関税率
税関のウェブサイトから調べる(最新版実行関税率表)
 - インドネシアなど世界各国の関税率
ジェトロ・ウェブサイトでユーザー登録をして、「WorldTariff」(データベース)から調べる(16頁参照)
- ★ 段階的引き下げ品目の来年度以降の特恵関税率は外務省ウェブサイトにある協定附属書1(譲許表)から調べる(19頁参照)
 - 表の4欄に「A」とある品目は発効日に関税撤廃
 - 「B」の品目は毎年均等な引き下げ…発効日に最初の引き下げが行われ、以降、**日本側は毎年4月1日にインドネシア側は毎年1月1日に引き下げられる**

(参考) 関税分類番号(HSコード)の特定

★正しい関税分類番号確定の重要性

EPAを利用して輸出入取引する場合、まず正しい関税分類番号の特定が極めて重要になる。EPAの物品貿易ではEPA税率、品目別規則共に関税分類番号(HSコード)をベースに規定されている。従って、関税分類番号を間違えると税率・品目別規則が異なることになり、EPA本来の貿易自由化等の意図が反映されなくなることがある。EPAを利用した取引でHSコード違いのトラブルが多発しているため、要注意。

★関税分類番号(HSコード)とは？

通称「HS条約」と呼ばれる「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に基づく。このHS条約は1988年1月から発効しており、2017年7月現在155カ国・地域が加盟、HS適用国(含HS条約非加盟国など)は208カ国・地域にのぼる。

HS: Harmonized Commodity Description and Coding System

★関税分類と統計品目番号

HS条約では6桁を条約加盟国共通とし、7桁目～10桁目の4桁分の数字は各加盟国が独自に細分化し番号を付与して統計用に使用したり、独自の通関システムに使用する番号を付与するなどして利用できる。日本の場合、6桁に3桁の統計品目表の細分番号を加えた数字を統計用として使用している。EPAでは6桁の関税分類番号(HSコード)で規定されている。

関税分類の事例(さくらんぼの例) 08⇒類、0809⇒項、0809.20⇒号 統計品目番号(さくらんぼの例) 0802.20-000

★取り扱い品目の関税分類番号の特定(HSコードの特定は輸入国税関が行う)

(1) 日本から輸出の場合: 6頁参照

(2) 日本への輸入の場合: 7頁参照

(注) 輸入締約国の税関と輸出締約国税関の関税分類判断が異なる場合は、輸入締約国税関の判断が優先する。

「関税分類(税番)や関税率などについての照会」

<http://www.customs.go.jp/question2.htm>

「事前教示制度(品目分類関係)」

<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>

「事前教示回答(品目分類)の公開について」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1203_jr.htm

「輸入貨物の品目分類事例」

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

「関税率表解説・分類例規」で調べてみる

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

(参考) EPAに係る関税分類番号(HSコード)の取り扱い

★ HSコード体系の改定

「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)の附属書」は5年ごとに改定される。2017年1月1日より関税定率法別表(関税率表)および輸出入統計品目などは2017年版HSコードに基づく表記に改定されている。現在ではHS条約加盟国のほとんどで輸出入申告書等の手続きは2017年版(最新版)HSコードに基づいて行われている。

★ EPA譲許表と輸出入申告にあたってのHSコード

EPAを利用する対象製品の最新HSコードが過去の統一システムのHSコードから変更された品目の場合、原産地証明書上のHSコードと輸入申告書上のHSコードは異なるので要注意。(6-7頁参照)

参考資料:

税関「関税分類の概要」	http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1201_jr.htm
税関「輸出統計品目表2017年版」	http://www.customs.go.jp/yusyutu/2017/7
税関「実行関税率表2017年5月16日版」	http://www.customs.go.jp/tariff/2017_5/
税関「輸出入手続きの便利な制度」	http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a
税関「輸入申告書」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020.pdf
税関「輸入申告書記載要領」	http://www.customs.go.jp/kaisei/youshiki/form_C/C5020k.pdf

HSコードに関してのお問い合わせは下記税関担当部署(関税監査官/税関相談官)にご連絡ください。

函館税関:0138-40-4716/0138-40-4261
横浜税関:045-212-6156 /045-212-6000
大阪税関:06-6576-3371/06-6576-3001
門司税関:050-3530-8373/050-3530-8372
沖縄地区税関:098-862-8692/098-863-0099

東京税関:03-3529-0700
名古屋税関:052-654-4139/052-654-4100
神戸税関:078-333-3118/078-333-3100
長崎税関:095-828-8669/095-828-8619

日本の実行関税率表

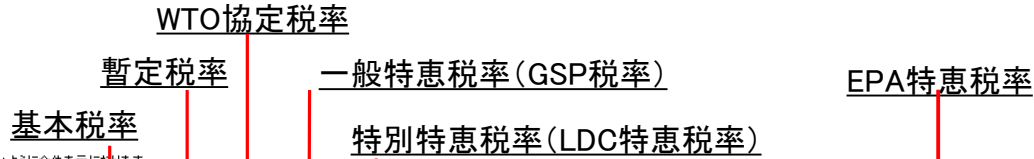
財務省関税局のウェブサイト
 実行関税率表(2016年6月版)

http://www.customs.go.jp/tariff/2016_6/index.htm

第1部 動物(生きているものに限る。)及び動物性生産品
 第1類 動物(生きているものに限る。)

印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。

2016年6月7日現在



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 (Tariff rate)																	単位 Unit					
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特惠 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru	オーストラリア Australia	モンゴル Mongolia	I	II	
	2 その他のもの																							
210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、鮮凍し、冷蔵し、冷凍し、凍結乾燥し、乾燥し、またはその他の方法で処理されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																	関税率は数量の1頭につき276,250円		NO
010.29	その他のもの																							
100	1 解凍馬以外のものである旨が命令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
	2 その他のもの																							
210	①解凍馬(解馬の解凍用以外の用途に供するものであり、かつ、鮮凍し、冷蔵し、冷凍し、凍結乾燥し、乾燥し、またはその他の方法で処理されたものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
290	②その他のもの	4,000,000円/頭		3,400,000円/頭	無税																			NO
010.3000	ろ馬	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO
010.9000	その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	NO

出所: 関税局ウェブサイト

関税の種類（日本の場合）

基本税率	協定や別途法律で定めのない限り適用する原則的な税率。現在、東ティモール、北朝鮮、赤道ギニア、レバノンなど数カ国に適用	
WTO協定税率	WTO全加盟国・地域および二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの製品に対しそれ以上の関税を課さないことを約束（譲許）している税率（協定外の国・地域であっても、相互主義に則り、その国・地域との外交関係も考慮し、協定税率が適用される）	
一般特惠税率 （GSP税率）	開発途上国で、特惠関税の供与を希望する国のうち、わが国が当該供与を適当と認めた国（特惠受益国）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率。開発途上国の輸出、所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率（特惠税率）を適用する制度（GSP: Generalized System of Preferences）特惠原産地証明書（Form A）が必要	
特別特惠税率 （LDC税率）	特惠受益国のうち、後発開発途上国（LDC）を原産地とする輸入貨物に対して適用される税率であり、税率は全て無税。また、LDCを原産地とする一般特惠対象品目を輸入する場合も、LDC特惠税率が適用され、無税となる。LDC特惠税率の適用には、原則として、特惠原産地証明書（Form A）の提出が必要。関税暫定措置法で定められている	
協定特惠税率 （EPA特惠税率）	日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンCEP、日フィリピンEPA、日スイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEPA、日モンゴルEPAの協定税率	
	協定	非協定
特惠	EPA特惠税率 （対：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル）	一般特惠（GSP）税率 特別特惠（LDC）税率
非特惠	WTO協定税率	基本税率

出所：税関「関税のしくみ」、外務省「特惠関税制度」から一部抜粋

日本のMFN税率

WTO加盟国、便益関税受益国及び二国間協定により最恵国待遇(MFN)を認めている国を原産地とする輸入貨物に適用する最恵国待遇税率(MFN税率)は以下の通り決定される

協定税率が設定されている品目	暫定税率が設定されている品目	暫定税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		暫定税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目	基本税率 > 協定税率である品目	⇒	協定税率を適用
		基本税率 ≤ 協定税率である品目	⇒	基本税率を適用
協定税率が設定されていない品目	暫定税率が設定されている品目		⇒	暫定税率を適用
	暫定税率が設定されていない品目		⇒	基本税率を適用

MFN: Most Favored Nation (最恵国待遇)

出典: 税関ウェブサイト「税率決定までの流れ」より一部抜粋

ジェットロ・ウェブサイトからインドネシアの関税率を調べる

世界各国の関税率

<https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>

初めての方は WorldTariffのユーザー登録が必要

⇒ ジェトロ・ウェブサイトでユーザーIDとパスワードが(即)取得可

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

目別に見る > 輸出 > 世界各国の関税率

輸出

輸出のコンテンツ一覧

世界各国の関税率

このページを印刷する

米国FedEx Trade Networks社が有料で提供している世界の関税率情報データベース「WorldTariff」です。ジェトロと同社との契約で、日本の居住者はどなたでも、同社のサイトから無料で「WorldTariff」をご利用いただけます。

ご利用の前に

「WorldTariff」を利用して得たデータおよび印刷物は、著作物への利用、第三者への販売、その他再配布はできません。ご利用にあたっては同社ウェブサイトへの登録および同社の使用許諾条件の遵守が必要であることをご承知ください。ジェトロは「WorldTariff」の情報およびこの情報に基づいて行われた行為の結果についていかなる意味でも責任を負うものではありません。「利用規約」をご確認ください。データの更新状況は「リソースセンター」の「WorldTariff出版日付」のページにて必ずご確認ください。

収録内容

世界175カ国の関税率が検索できます。MFN税率（WTO協定税率）の他に、GSP（特惠税率）の税率も収録されています。また、輸入時にかかる諸税（付加価値税・売上税・酒税など国により様々）も調べることができます。[詳しく見る](#)

初めての方へ

WorldTariffのウェブサイトでのユーザー登録が必要です。[詳しく見る](#)

登録ユーザーの方

既にユーザーネームとパスワードをお持ちの方はこちらから。「利用方法」をご確認ください。[検索画面へ](#)

My Profile | Support | Locations | English | Search or tracking number

FedEx Shipping Tracking Manage Learn FedEx Office

WorldTariff®

Global trade. Optimized.
Your source for international customs duty and tax information.

- Home
- About WorldTariff
- Register
- Testimonials

Registered WorldTariff Users

Need to Register?

ユーザーIDとパスワードを入力してください。

ユーザーID

パスワード

パスワードをお忘れの場合 [ログイン](#)

News

Canada Post Corporation Issues a 72-Hour Lock-Out Notice

More News

Contact Us

WorldTariff Customer Service
(24 hours a day, 7 days a week)
1 866.268.7602
ftinfo@fedex.com

U.S. Headquarters
FedEx Trade Networks
6075 Poplar Ave, Suite 300
Memphis, TN 38119

New and convenient payment options now available. Register now to access comprehensive duty and tax data for over 175 customs areas. [Learn More](#)

WorldTariffの画面

国名、品目 (HSコード) を選択しSubmitをクリック

WorldTariffSM HS Number Search

国名: Indonesia

品目: 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

8702 - MOTOR VEHICLES FOR THE TRANSPORT OF TEN OR MORE PERSONS.

Submit

HS Number	Description	UOM	MFN
8702	MOTOR VEHICLES FOR THE TRANSPORT OF TEN OR MORE PERSONS, INCLUDING THE DRIVER:		
8702.10.10.00	Motor cars (including stretch limousines but not including coaches, buses, minibuses or vans)	unit	10%
8702.10.41.00	Motor coaches, buses or minibuses: g.v.w. of at least 6 t but not exceeding 18 t	unit	10%
8702.10.49.10	Of a g.v.w. of less than 6 t	unit	10%
8702.10.49.20	Of a g.v.w. of at least 6 t but not exceeding 24 t	unit	10%
8702.10.49.30	Of a g.v.w. exceeding 24 t	unit	5%
8702.10.50.00	Other	unit	10%
8702.10.60.00	Other		
8702.10.71.00	For the transport of 30 persons or more: g.v.w. of at least 6 t but not exceeding 24 t		
8702.10.79.10	Of a g.v.w. of less than 6 t		
8702.10.79.20	Of a g.v.w. of at least 6 t but not exceeding 24 t		
8702.10.81.00	Other motor coaches, buses or minibuses: g.v.w. of at least 6 t but not exceeding 24 t		
8702.10.89.10	Of a g.v.w. of less than 6 t		
8702.10.89.20	Of a g.v.w. of at least 6 t but not exceeding 24 t		
8702.10.89.30	Of a g.v.w. exceeding 24 t		
8702.10.90.00	Other		
8702.90.12.00	Motor cars (including stretch limousines but not including coaches, buses, minibuses or vans)		
8702.90.13.10	Of a g.v.w. not exceeding 24 t		
8702.90.13.20	Of a g.v.w. exceeding 24 t		
8702.90.14.10	Of a g.v.w. not exceeding 24 t		
8702.90.14.20	Of a g.v.w. exceeding 24 t		
8702.90.19.10	Of a g.v.w. not exceeding 24 t		
8702.90.19.20	Of a g.v.w. exceeding 24 t		
8702.90.92.00	Motor cars (including stretch limousines but not including coaches, buses, minibuses or vans)		
8702.90.93.10	Specialty designed for use in airports: Of a g.v.w. not exceeding 24 t	unit	40%

WorldTariffSM HS Number Search

品目別原産地規則

国名: Indonesia

品目: 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

8702 - MOTOR VEHICLES FOR THE TRANSPORT OF TEN OR MORE PERSONS.

Submit

Commodity Description: 8702 MOTOR VEHICLES FOR THE TRANSPORT OF TEN OR MORE PERSONS, INCLUDING THE DRIVER:

8702.90 - Other:

8702.90.12.00 - Motor cars (including stretch limousines but not including coaches, buses, minibuses or vans)

Indonesia Rules of Origin: No required change in tariff classification to subheading 8701.10 through 8716.90, provided that there is a qualifying value content of not less than 40 percent. 8701.10-8716.90 A change to subheading 8701.10 through 8716.90 from any other subheading; or

HSコードをクリックすると輸出国ごとに最も低い税率が調べられる

- ①MFNと特惠関税を比較して低い方が表示される
 - ②どの税率を適用しているかが表示される
- MFN税率 (Most-Favored Nation Treatment・・・最恵国待遇)

WorldTariffSM HS Number Search

Perferential Duties and Taxes for 8702

国名: Indonesia

品目: 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

8702 - MOTOR VEHICLES FOR THE TRANSPORT OF TEN OR MORE PERSONS.

Submit

輸入に課されるその他の税

Name	Tax Rate	Tax Basis
VAT	0%	Basis of assessment is duty paid value.
Luxury	Exempt	

原産国ごとの最も低い税率

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	10%	MFN Applied
Algeria	10%	MFN Applied
Angola	10%	MFN Applied
Argentina	10%	MFN Applied
Armenia	10%	MFN Applied
Australia	5%	ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement
Austria	10%	MFN Applied
Azerbaijan	10%	MFN Applied
Israel	10%	MFN Applied
Italy	10%	MFN Applied
Jamaica	10%	MFN Applied
Japan	Free	Agreement between Japan and the Republic of Indonesia for an Economic Partnership
Jordan	10%	MFN Applied
Kazakhstan	10%	MFN Applied
Kenya	10%	MFN Applied
Kuwait	10%	MFN Applied
Kyrgyzstan	10%	MFN Applied
Laos	Free	ASEAN Free Trade Agreement
Latvia	10%	MFN Applied
Lebanon	10%	MFN Applied
Libya	10%	MFN Applied

来年度以降の(EPA) 特惠税率は譲許表で調べる...

外務省ウェブサイト

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html

協定全文

日本側譲許表

品目別原産地規則

[和文テキスト\(PDF\)](#)

・[附属書1\(第2章関係\) 第20条に関する表\(PDF\)](#)

・[附属書2\(第3章関係\) 品目別規則\(PDF\)](#)

・[附属書3\(第3章関係\) 原産地証明書の必要的記載事項\(PDF\)](#)

・[附属書4\(第5章関係\) 第64条1\(a\)に規定する措置に関する留保\(PDF\)](#)

・[附属書5\(第5章関係\) 第64条3に規定する措置に関する留保\(PDF\)](#)

・[附属書6\(第5章関係\) 第69条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定\(PDF\)](#)

・[附属書7\(第6章関係\) 金融サービス\(PDF\)](#)

・[附属書8\(第6章関係\) 第81条に関する特定の約束に係る表\(PDF\)](#)

・[附属書9\(第6章関係\) 第82条に関する最恵国待遇の免除に係る表\(PDF\)](#)

・[附属書10\(第7章関係\) 自然人の移動に関する特定の約束\(PDF\)](#)

・[附属書11\(第8章関係\) エネルギー・鉱物資源物品の表\(PDF\)](#)

・[附属表12\(第8章関係\) 第98条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定\(PDF\)](#)

インドネシア側譲許表は英文テキストANNEX1の261頁以降に表示

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/index.html>

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

本文へ | English | リンクページ | よくある質問集 | サイトマップ

文字サイズを変更 **あ** **あ** **あ**

フリーワード検索 Google カスタム検索 **検索**

詳細検索 | 検索方法

外務省案内 | 渡航関連情報 | 各国・地域情勢 | 外交政策 | ODA | 会談・訪問 | 報道・広報 | キッズ外務省 | 史料・公開情報 | 各種手続き・ご意見

トップページ > 外交政策 > 経済

日インドネシア経済連携協定

- ・ [和文テキスト\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書1\(第2章関係\)第20条に関する表\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書2\(第3章関係\)品目別規則\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書3\(第3章関係\)原産地証明書の必要的記載事項\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書4\(第5章関係\)第64条1\(a\)に規定する措置に関する留保\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書5\(第5章関係\)第64条3に規定する措置に関する留保\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書6\(第5章関係\)第69条21に規定する投資紛争の解決に関する追加的な規定\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書7\(第6章関係\)金融サービス\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書8\(第6章関係\)第81条に関する特定の約束に係る表\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書9\(第6章関係\)第82条に関する最恵国待遇の免除に係る表\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書10\(第7章関係\)自然人の移動に関する特定の約束\(PDF\)](#)
 - ・ [附属書11\(第8章関係\)エネルギー・鉱物資源物品の表\(PDF\)](#)
 - ・ [附属表12\(第8章関係\)第98条2に規定するエネルギー・鉱物資源分野における投資の促進及び円滑化に関する追加的な規定\(PDF\)](#)
- ・ 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定第十三条に基づく日本国政府とインドネシア共和国政府との間の実施取極 ([日本語\(PDF\)](#) | [英語\(PDF\)](#))

このページのトップへ戻る
目次へ戻る

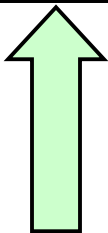
法的事項 | [アクセシビリティについて](#) | [プライバシーポリシー](#)

Copyright© 2014 Ministry of Foreign Affairs of Japan

出所: 外務省ウェブサイト

インドネシアの特恵税率はインドネシア譲許表に記載 英文テキストの261～718頁

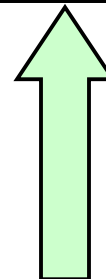
Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
71.10	Platinum, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder form.			
7110.11	- Platinum:			
7110.11.10.00	-- Unwrought or in powder form: --- In lumps, ingots, cast bars, powder or sponge		A	
7110.11.90.00	--- Other	10%	B5	



当該品目のHSコード(上6桁は世界共通)
輸出実績があれば貿易担当に問い合わせる
輸出実績がなければ税関に問い合わせる



日本語の品目名は、輸出統計品目表などを参照
<http://www.customs.go.jp/yusyutu/2016/index.htm>



基準税率
必ずしもMFN税率に一致しない
必ず最新のMFN税率も確認する



撤廃までのスケ
ジュール20頁参照



注釈
22頁参照

譲許表4欄(区分)

4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
B _n	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税引き下げにより、基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n= 5,6,7,9,10,15 初回:協定発効日 次回以降:4月1日(日本)、1月1日(インドネシア)
P	協定の発効日から不均衡な関税引き下げにより、削減あるいは撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 対象品目:乗用車、写真機等(インドネシア) 初回:協定発効日、次回以降:4月1日(日本)、1月1日(インドネシア)
Q	関税割当	条件は第5欄に掲げた番号の注釈による 対象品目:生鮮バナナ 生鮮パイナップル(900g未満)
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

出所:財務省関税局資料より一部抜粋

「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) なす(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る) HS0709.30

日本側譲許・・・B5(5年6回の段階的引き下げによる撤廃)

MFN税率・・・5.0%

GSP税率・・・3.0%

基準税率 5.0%
 ただしGSP対象品目については、GSP税率が基準になる
 (例外)生鮮のあひるの肝臓

X年目の税率の計算

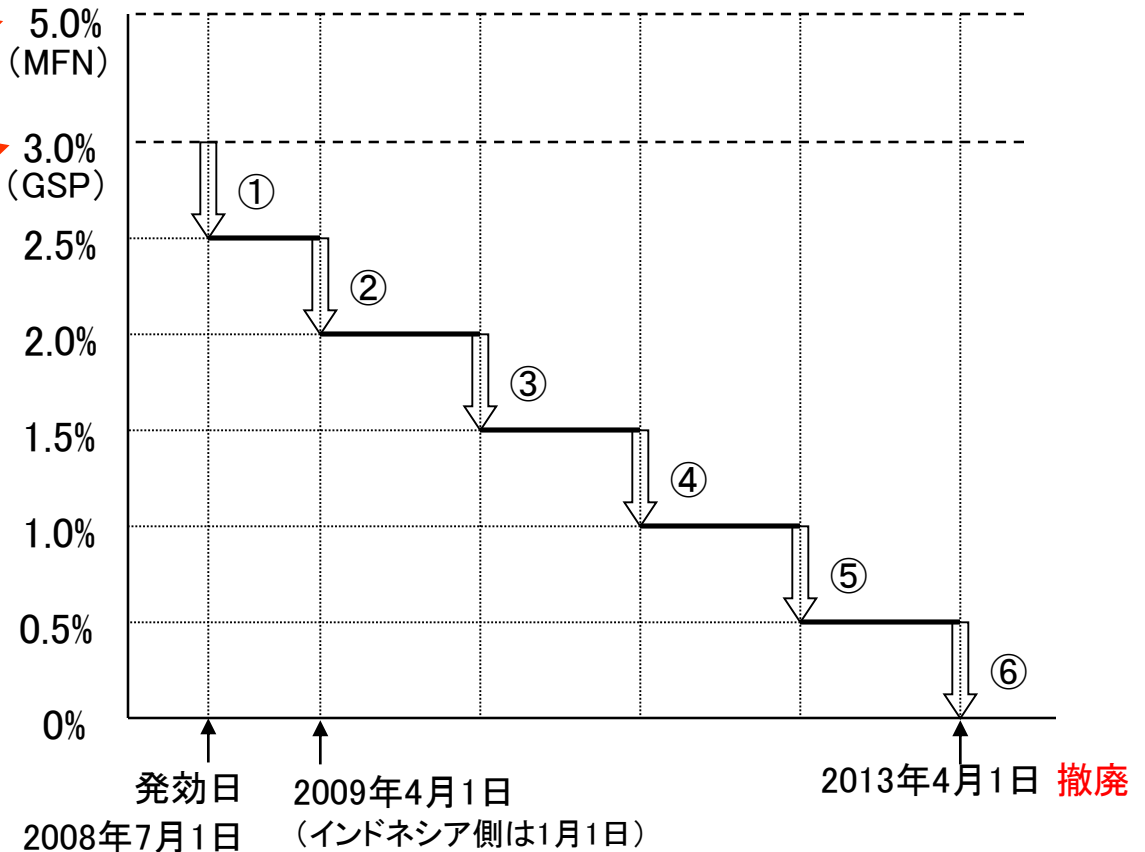
1回目の削減幅

$$3 \div (5+1) = 0.5$$

X年目の税率

$$(3.0 - X) \times 0.5$$

一般特惠税率は協定発効後EPA
 特惠関税が(一般特惠関税)にと
 ってかわることになる



インドネシア側譲許表5欄(注釈)

表5欄	インドネシアの譲許スケジュールに関する注釈
1	(i) 5%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii) 2010年1月1日無税
2	⇒次ページ参照(23、24頁): 特定用途免税措置
3	協定発効日から15%に引き下げ、2016年から12%
4	(i) 5%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii) 2009年1月1日無税
5	(i) 協定発効日から20%、(ii) 2016年1月1日から16%
6	(i) 協定発効日から10%、(ii) 2016年1月1日より5%、あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
7	(i) 10%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii) 2010年1月1日無税
8	(i) 協定発効日から13% (ii) 2008年1月1日 10% (iii) 2009年1月1日 8% (iv) 2010年1月1日 6% (v) 2011年1月1日 4% (vi) 2012年1月1日 無税
9	(i) 協定発効日から15%から無税まで毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii) 2011年1月1日 無税
10	(i) 8%から無税まで協定発効日から毎年均等な引き下げ(発効の次年からは1月1日に引き下げ) (ii) 2009年1月1日 無税
11	(i) 協定発効日から8%、(ii) 2016年1月1日 5%、あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
12	(i) 協定発効日から8%、(ii) 2016年1月1日 6.4%
13	協定発効日から60%に引き下げ、2010年1月1日20%、2016年から5%あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
14	協定発効日から45%に引き下げ、2010年1月1日20%、2016年から5%あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方
15	協定発効日から40%に引き下げ、2010年1月1日20%、2016年から5%あるいは韓国・アセアン包括的経済協力協定(AKFTA: 2005年12月13日締結)に基づくインドネシアの輸入関税レートのいずれか低い方

インドネシア側譲許表5欄(注釈)の2

2.(a) この協定発効の日から、次のような原産品には関税は適用しない。

(i) その原産品が次の様な分野の公認生産者と公認鉄鋼サービスセンターによって直接輸入・使用される場合。

(A) 自動車、オートバイとその部品

(B) 電気電子機器

(C) 建設機械、重機械

(D) 石油、ガス、電気

その条件として、製品の仕様、グレード、数量、納期に関するユーザーの要求を満足させる製品がインドネシアで生産されていないこと、そして、上記(D)に関して、日本あるいはインドネシアの投資家はその原産品の相当のシェアを保持しているプロジェクトで使用されること。

(注) 上記(D)とその関連条件は4年目に見直しが行われることを条件とする。

(ii) その原産品は保税地域、保税杭打ち地区、あるいは保税倉庫、特別経済地域のユーザーのために輸入されるものである。

(b) 締約国の一方は他方の締約国の要求により、本記述に関する協議開催を受諾せねばならない。両国共に協議のためにユーザーの代表者、生産者、その他関係するもの招聘することができる。

インドネシア側譲許表(特定用途免税制度)

- インドネシアに輸入される日本原産品が、インドネシア側より承認を受けた製造業者およびスティールサービスセンターによって直接輸入され、かつ以下の要件(i)(ii)を満たす場合、もしくは、当該原産品が、保税地区等にある使用者のために輸入される場合に、免税措置を受けることができる。
 - (i) 自動車・同部品(二輪車を含む)、電気電子機器、建機・重機、エネルギー分野の製造業者等の使用に供されること
 - (ii) インドネシア国内産品と競合しないこと
(ただし、エネルギー分野については、日本またはインドネシアの投資家が相当のシェアを有するプロジェクトでの使用に供されるものに限る。)
- 対象品目: 鉄鋼・鉄鋼製品292品目、化学品等36品目
(インドネシア側譲許表中Column 5 Note(注釈)に「2」が付されている品目が対象)

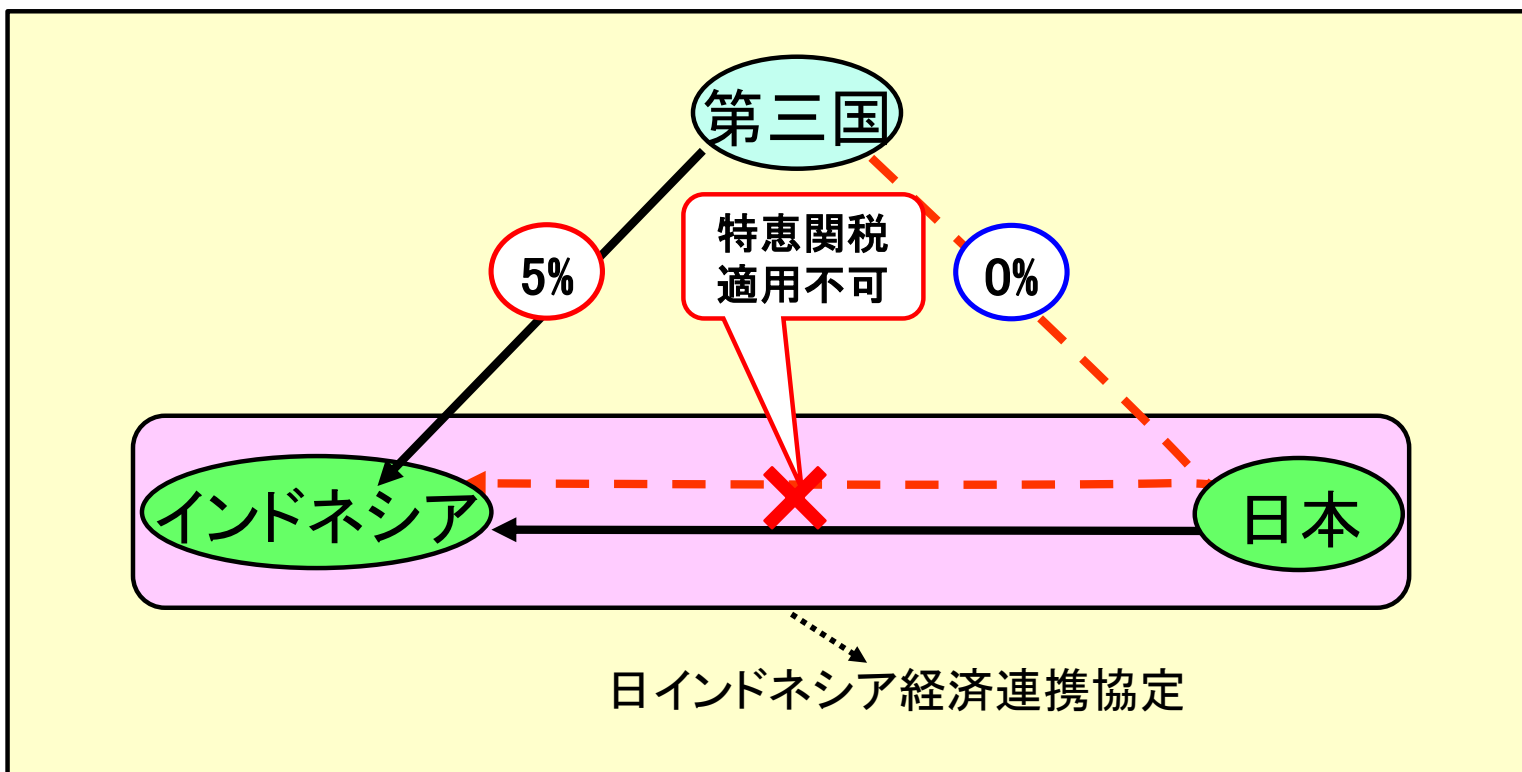
日本側譲許表5欄(注釈)

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
1	見直しの時期(協定発効後5年毎) ⇒ はまぐり、あわび、天然蜂蜜等
2	<p>a) 関税割当の条件(1年目～5年目まで1,000トン/年 枠内税率:無税) ⇒ 生鮮バナナ等</p> <p>b) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入国が発給する関税割当の証明書により行う(輸出国管理方式:輸出国が割当を行う)。5年目にその後の輸入割当数量交渉する。合意が得られるまでの間は上記数量を適用する。</p> <p>c) 関税割当の下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は次のとおり</p> <p>i) 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入される原産品⇒10%</p> <p>ii) 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入される原産品⇒20%</p>
3	<p>a) 関税割当数量:1年目100トン、2年目150トン、3年目200トン、4年目250トン、5年目300トン、 枠内税率:無税 生鮮パイナップル等</p> <p>b) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入国が発給する関税割当の証明書により行う(輸出国管理方式:輸出国が割当を行う)。5年目にその後の輸入割当数量交渉する。合意が得られるまでの間は上記5年目の数量を適用する。</p> <p>c) 関税割当の下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は協定発効日から17%</p>
4	再交渉の時期(協定発効後4年目) ⇒ 一時保存処理バナナ、エチルアルコールの一部
5	協定発効日から関税率を15%から13%まで6回にわたり毎年均等引き下げ⇒ ワッフル、ウエハーなど
6	<p>a) 関税割当数量:1年目から5年目まで毎年2万5,000トン 枠内税率:3.4% ⇒ D-グルシトール等</p> <p>b) 関税割当はそれぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入国が発給する関税割当の証明書により行う。輸入締約国は関税割当制度を運用し、合計割当数量の配分についても輸入締約国が行う(輸入国管理方式:輸入国が割当を行う)。5年目にその後の輸入割当数量交渉する。合意が得られるまでの間は上記数量を適用する。</p> <p>c) 関税割当の下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は協定発効日から関税率を17%から12%まで8回にわたり毎年均等引き下げ</p>

EPA利用になぜ原産地証明書が必要か？

日本-インドネシア経済連携協定は二国間の取り極めであり、その特典であるEPA特惠関税は**当該国の原産品に限り**適用される。

従って、当該物品が原産品であることを確認し、それを証明する必要がある。例えば、**第三国から輸入した物品を、日本からインドネシアに再輸出するケースでは適用されない(迂回貿易回避)**



原産品判定基準(1) 日本インドネシア協定の場合

原産地規則を満たしている商品は「原産品」であり、次のいずれかの商品は、商品の締約国「原産品」である

(1) 完全生産品

当該締約国の領域において得られ、または生産される商品

(2) 当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される商品

(注) 二次材料以前の材料に非原産材料を使用しているが、一次材料が全て原産材料の場合

(3) 非原産材料を使用して当該締約国で生産される商品であって、附属書2(品目別規則)に定める実質的変更基準を満たすもの。品目別規則には次の3つの実質的変更基準がある。

(3)-1 付加価値基準

(3)-2 関税分類変更基準

(3)-3 加工工程基準

原産品判定基準(2)

輸出品が原産品であるか否かの基準(原産地規則)は、品目ごとに各経済連携協定において定められている。従って、HSコードを確定し、利用する経済連携協定の品目別規則(日本インドネシア経済連携協定の場合、附属書2)に規定されている対象輸出品に要求されている原産地規則を調べる。輸出品がこの基準を満たしていることを審査し、基準を満たせば、原産地証明書が発行される。

		概要	適用される産品例
(1) 完全生産品		締約国の区域内において、完全に生産される産品を原産品とする	農産品、動植物、鉱物資源等の天然産品
(2) 当該締約国の原産材料のみから生産される産品		当該締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において生産される産品(一次材料は全て原産材料であるが、二次材料以前の材料に非原産材料が使用された場合)	加工食品など
(3) 非原産材料を用いて加工された産品		非原産材料を使用して当該締約国で生産される産品であって、附属書2(品目別規則)に定める 実質的変更基準 を満たすもので、3つの実施的変更基準がある	鉱工業品 日インドネシア経済連携協定では、鉱工業品の場合、付加価値基準もしくは関税分類変更基準のいずれか一方を満たすことをもって原産品とするルールが一般的
品目別規則	(3)-③ 付加価値基準	加工の結果、産品に付加された価値が特定の比率(例:40%)以上となる場合に、原産品とする	
	(3)-④ 関税分類変更基準	輸入原料・部品の関税分類番号と完成品の関税分類番号が異なれば、完成品の製造国の原産品とする	
	(3)-⑤ 加工工程基準	各製品について、重要と認められた製造作業または技術的な加工作業を例示し、域内で当該加工作業が2つ以上行われたことをもって原産品とする	

原産地規則(附属書2の見方)

関税分類変更基準

第91類 時計及びその部品

9101.11－9112.90	<p>第9101.11号から第9112.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が40%以上であること(第9101.10号から第9112.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>
9113.10－9113.20 9113.90	<p>第9113.10号又は第9113.20号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第9113.90号の産品への他の類の材料からの変更</p>
9114.10－9114.90	<p>第9114.10号から第9114.90号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が40%以上であること(第9114.10号から第9114.90号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない)</p>

付加価値基準

9101.11-9112.90(時計)は6桁の関税分類変更基準または40%以上の付加価値基準のいずれかを満たしていれば原産品である

9113.10-9113.20(貴金属製又は卑金属製の携帯用時計のバンド及びブレスレット)、9113.90(貴金属・卑金属製以外の携帯用時計のバンド及びブレスレット)は4桁の関税分類変更基準を満たせば原産品である

(原文は縦書き)

原産地規則を満たしていることを証明する「原産地証明書」

- ★ 発給機関：（日本側）日本商工会議所
（インドネシア側）商業省（Ministry of Trade）
- ★ 提出時期：輸入申告時
- ★ 有効期間：1年間
- ★ 対象となる輸入は1回限り
- ★ 第三国で発出されるインボイス：受け入れ可
- ★ 遡及発給：あり
- ★ 再発給：あり
- ★ 一般特惠（GSP）の原産地証明書（Form A）の代用は不可
- ★ 200USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合
（日本：20万円）には、提出を要しない

（注）インドネシアは2016年7月1日現在、関税の還付制度および許可前引取り制度はないので、EPA特惠税率利用の場合は輸入通関時、特定原産地証明書提出が必須

出所：日本商工会議所マニュアルより一部抜粋

企業登録申請に必要なデータ

<企業の場合>

- (1) 履歴事項全部証明書(発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 「企業登録申請書」(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

<個人の場合>

- (1) 戸籍抄本(外国人の場合は外国人登録証の写し)、印鑑証明書
(双方共に発行日から3カ月以内の原本)
- (2) 「1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者、2. 特定原産地証明書の発給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者」(オンライン画面)
- (3) 企業登録申請書(オンライン画面の印刷フォームに署名、押印したもの)

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産品判定依頼に必要なデータ

- (1) 判定依頼者、担当者にかかわる情報（企業名、企業登録番号、氏名、所在地、郵便番号、担当者氏名、所属部署、電話番号、FAX、Eメール等）
- (2) 生産者に係る情報（企業登録番号、企業名〈英文・和文〉、所在地〈英文・和文〉、郵便番号、電話番号等）
- (3) 原産品判定を行う輸出製品のHSコードと英文名称
- (4) 原産品判定基準（原材料情報や証明書類に基づいて行った原産品判定基準）
 - A: 国内で完全に得られまたは生産された製品
 - B: 国内において、原産材料のみから生産された製品
 - C: 国内において、非原産材料を使用し生産された製品で、品目別原産地規則（附属書2）の要件等を全て満たす製品
 - ①付加価値基準
 - ②関税分類変更基準
 - ③加工工程基準
 - ④付加価値基準＋関税分類変更基準
- (5) 僅少、累積、代替材の救済規定適用の有無
- (6) 証明資料提出同意通知書（特定原産地証明書発給申請者の企業登録番号、企業名、郵便番号、所在地、代表者名、電話番号、FAX、Eメール、有効期限等）
- (7) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書(発給申請の手引き)より一部抜粋)

原産地証明書発給申請に必要なとなるデータ

- (1) 発給申請者に係る情報：企業名、住所、電話番号等
- (2) 輸入者に係る情報
- (3) 原産品判定番号
- (4) 貨物運送詳細：積込日、積込地(英文)、経由地(英文)、最終仕向地(英文)、便名(英文)
- (5) 仕入書(インボイス)記載事項：
品名、数量・単位、仕入書番号(Invoice Number)、仕入書日付(Invoice Date)、Marks and numbers、Number and kind of package、仕入書作成者名(英文)、仕入書作成者住所(英文)
- (6) この他にも別途必要に応じて資料を求める場合もある

出所：日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請の手引き」より一部抜粋

原産地証明書記載内容

日本商工会議所ウェブサイト
「特定原産地証明書発給申請マニュアル」
事前準備編67頁

http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_preparation.pdf



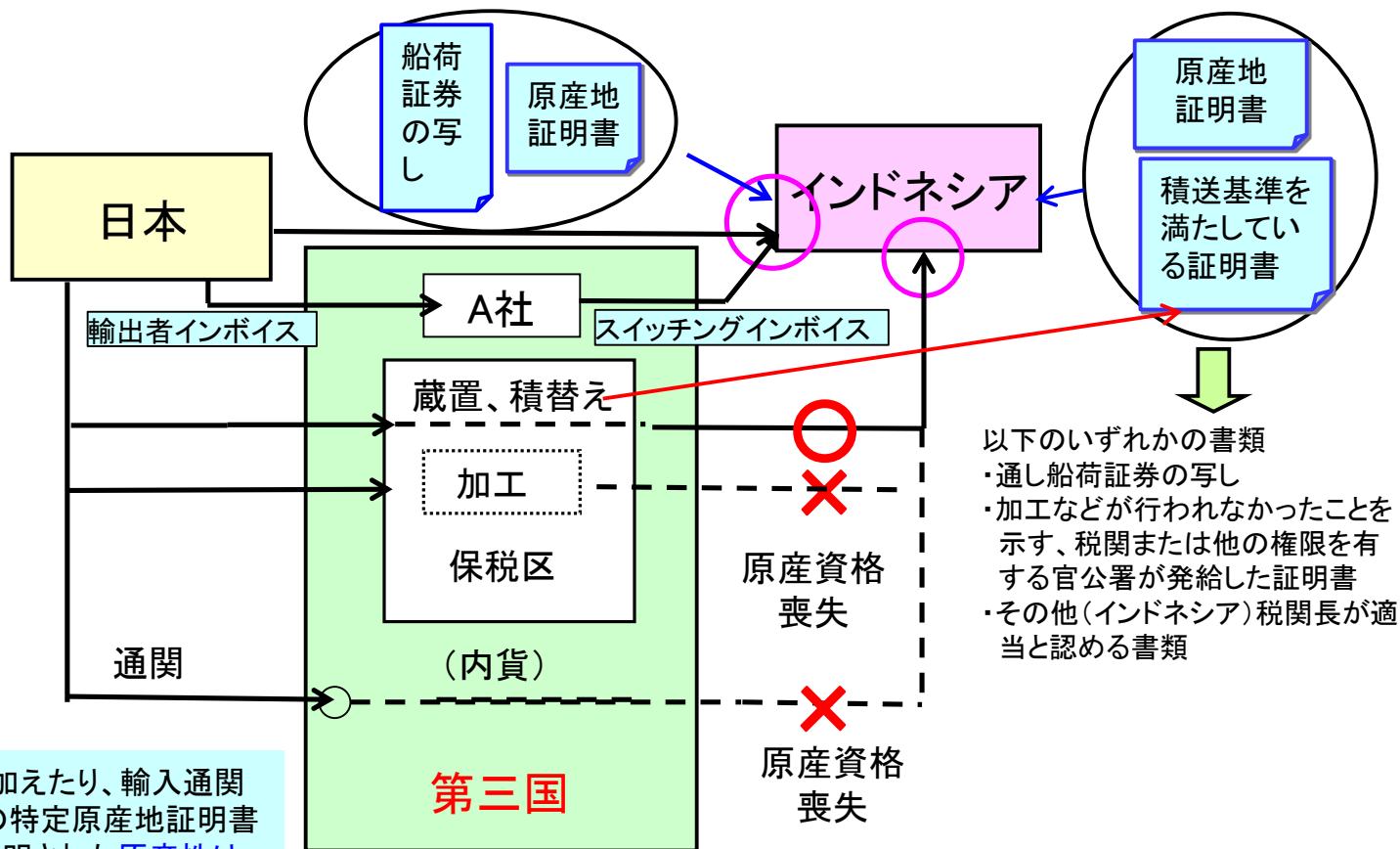
⑤ 日インドネシア協定における第一種特定原産地証明書の留意事項

赤字内は理解を深めたいための説明です。
実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's name, address and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英・米・法、住所、国名)		Certification No. (欄1) 証明番号		Number of page (ページ数) 1	
2. Importer's name, address and country: (欄2) インドネシアの輸入者 (英・米・法、住所、国名)		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JEPA Issued in Japan			
3. Means of transport and route (as far as known): (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※確定基準を満たしている必要あり (日本 ⇨ インドネシア)					
4. Item number (as necessary), marks and numbers of packages, number and kind of packages: description of goods/ HS tariff classification number (欄4) 通関番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特許商標名> ■ (自国番号/マーク) を付加して、その輸出品に品名を併記して記載している品名は、当該輸出品の原産地が判断できる品名を入力 (インスタントカスタード、いくと等) <アジア産品> ■ 第50条へ対応する品名: インドネシアまたはアジア産品の出産地、工場または作業場、品名 ■ 品名は、インボイスに記載されている品名および統一システム (USC) の品名に一致する品名と記載しなくてはならない		5. Preference criterion (欄5) 特恵基準 有米生産品 <A> 生産材料のみから生産される原産品 非生産材料を使用して生産される原産品 <C> 加工品 <数量規定> 重量 (DMG) 数量 (ASQ) 代替性のある産品 (FGM)		6. Quantity or weight (欄6) 数量または重量	
7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <数量方法> ■ 輸入通関にて ■ 日本輸出者発行インボイスを使用する場合は ■ 日本輸出者発行インボイス番号と日付 ■ 日本輸出者発行インボイス番号と日付 ■ 日本輸出者発行インボイス番号と日付 ■ 日本輸出者発行インボイス番号と日付		8. Marks and numbers (アースマーク: 記号、番号) ※本人の思い違いによるN/Aが自動的に印字される場合は、半角記号で300文字以内 (制約文字内で主要項目を入力)、自動的に発行されるため発行ボタンは使用不可。300文字以内の入力は通関に送付されるプレビューで確認してください。 Number and kind of packages (数量) ■ 半角英数字、半角記号で150文字以内 (制約文字内で主要項目を入力)、自動的に発行されるため発行ボタンは使用不可。150文字以内の入力は通関に送付されるプレビューで確認してください。			
9. Remarks (欄9) 備考 (後発特許の通知) ISSUED (非) PROACTIVELYが自動印字 (輸出特許インボイス使用の場合) インボイスが輸出第3国で発行される旨の文書、当該第3国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (高関税の通知) 高関税元の国が輸出国になった文書、高関税元の国が輸出国になった旨の自動印字		10. Declaration by the exporter (欄10) 輸出者宣言 I, the undersigned, declare that: the above details and statement are true and accurate, the goods described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the goods described above is _____			
11. Declaration by the importer (欄11) 輸入者宣言 I, the undersigned, declare that: the above details and statement are true and accurate, the goods described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the goods described above is _____		12. Certification (欄12) 証明 (欄5) 特恵基準 It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.			
Place and Date: (欄13) 場所、日付 ※通関は交付事務所所在地、日付は発給日		Competent governmental authority or designee official: Stamp: Place and Date: (欄14) 場所、日付 ※通関は交付事務所所在地、日付は発給日 非関税工務所発行イン			
Signature: (欄15) 輸出者署名の氏名とサイン		Signature: Name (printed): Company:			

積送基準

積送基準はEPA特惠関税適用の要件1つである。積送基準は直接輸送とも言われ、輸出国から輸入国まで対象産品の原産性を維持したまま輸送することを要求している。従って、第三国で蔵置、積替えて輸送する場合は、税関またはその他の権限を有する官公署発給の原産品の資格を失っていないことを証明する書類が必要。第三国で発出されるインボイスの受入れは可能。



EPAでは第三国で加工を加えたり、輸入通関すると、例え輸出国発行の特定原産地証明書があっても、その時点で証明された原産性は失効したことになるので注意を要する

一般特惠（GSP）税率適用品目の扱い（日本に輸入する場合）

GSP税率適用対象品目の大部分は、協定発効後、GSPの適用除外品目になる。従って、GSP特惠関税の大部分は日インドネシアEPA特惠関税に取って代わり、該当品目は日インドネシアEPA品目別原産地規則における原産地証明書が必要になる。

GSP原産地規則における原産地証明書(Form A)



日本・インドネシア協定品目別原産地規則を満たす特定原産地証明書

日本インドネシア協定発効後、2016年4月現在、GSP税率適用であった3,560品目のほとんどがGSPの適用除外品目になり、GSP税率をベースに関税引き下げが行われている。日インドネシアEPA特惠税率の適用対象外（除外、再協議）であって、一般特惠税率の適用が可能な品目は、2016年4月現在102品目残っている。これらの品目には、従来のGSP原産地規則における原産地証明書（Form A）が必要。

税関ウェブサイト

「一般特惠税率の適用が可能な品目（対インドネシア）（2017年4月現在）」

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei/indonesia.pdf

インドネシア側参考資料

インドネシア商業省 (Ministry of Trade)
http://djpen.kemendag.go.id/app_frontend/contents/53-indonesia-in-fta

The screenshot shows the official website of the Directorate General of International Trade Cooperation (DJKPI) under the Ministry of Trade of Indonesia. The page is titled "Indonesia-Jepang" and lists various trade agreements and regulations. The content is organized into sections such as "Tarif Bea Masuk Indonesia", "Tarif Bea Masuk Jepang", and "Operational Procedures Trade in Goods and Rules of Origin".

Key elements visible on the page include:

- Logo of the Ministry of Trade and DJKPI.
- Navigation menu: Beranda, Tentang Kami, Statistik, Kerjasama Internasional, Perpustakaan, Link, Email.
- Section: "Indonesia-Jepang"
- Section: "2. Modalitas IJ-EFTA"
- Section: "Tarif Bea Masuk Indonesia"
 - a. Modalitas Penurunan Tarif Indonesia
 - b. Annex 1-2 s/d 1-15
- Section: "Tarif Bea Masuk Jepang"
 - a. Modalitas Penurunan Tarif Jepang
 - b. Annex 1-1
 - c. Tarif Bea Masuk di Jepang
- Section: "Information on Non-Conforming Measures, with respect to the Sectors or Matters specified in Annex 4"
 - a. List of Indonesia
 - b. List of Japan
- Section: "Information on Non-Conforming Measures, with respect to the Sectors or Matters specified in Annex 5"
 - a. List of Indonesia
 - b. List of Japan
- Section: "3. Peraturan Menteri Perdagangan Tentang Ketentuan Ekspor Pisang dan Nanas ke Jepang dalam IJ-EPA"
- Section: "4. Peraturan Dirjen Perdagangan Luar Negeri Tentang Pengalokasian kuota Ekspor Pisang dan Nanas dalam IJ-EPA"
- Section: "5. Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 36 Tahun 2008 Tentang Pengesahan Agreement between the Republic of Indonesia and Japan for an Economic Partnership"
- Section: "6. Keputusan Menteri Perdagangan R.I. No. 714/M-DAG/KEP/3/2009 tentang Pembentukan Komite Bersama dan Sub Komite Republik Indonesia dalam Rangka Perseetujuan antara Republik Indonesia dan Jepang Mengenal suatu Kemitraan Ekonomi"
- Section: "7. Peraturan Menteri Keuangan Tentang Penetapan Tarif Bea Masuk dalam IJ-EPA"
 - PERATURAN MENTERI KEUANGAN NOMOR 94/PMK.011/2008
 - PERATURAN MENTERI KEUANGAN NOMOR 95/PMK.011/2008
 - PERATURAN MENTERI KEUANGAN NOMOR 96/PMK.011/2008
 - PERATURAN MENTERI KEUANGAN NOMOR 209/PMK.011/2012
- Section: "8. Peraturan Menteri Perindustrian Tentang Ketentuan dan Tata cara Verifikasi industri bagi Industri yang memanfaatkan Fasilitas Keringanan dan atau Pembebasan Bea Masuk"
 - PERATURAN MENTERI PERINDUSTRIAN NOMOR 27/M-IND/PER/5/2008
 - PERATURAN MENTERI PERINDUSTRIAN NOMOR 43/M-IND/PER/7/2008
 - PERATURAN MENTERI PERINDUSTRIAN NOMOR 44/M-IND/PER/7/2008
- Section: "9. Operational Procedures Trade in Goods and Rules of Origin"
- Section: "10. Joint Press Statement of the Entry into Force IJ-EPA"
- Section: "11. Saran Pers IJ-EPA"
- Section: "12. Exchange of Diplomatic Notes"
- Section: "13. Joint Press Statement (November 2006)"
- Section: "14. Joint Announcement on the Commencement IJ-EPA"
- Section: "15. Joint Study Group (May 2005)"
- Section: "16. Joint Announcement of the Possibility of IJ-EPA"
 - Joint Announcement on the possibility of EPA
 - The Preparatory Meeting on Indonesia-Japan EPA

<参考>

1) インドネシアの特定原産地証明書申請窓口

http://www.id.emb-japan.go.jp/ijepa_jp.html

(在インドネシア日本大使館/日インドネシア経済連携協定関連サイト)

⇒II モノの貿易関係

⇒2 インドネシアから日本への輸出

⇒(4) インドネシアの原産地証明書発給機関(リスト)

2) インドネシア政府財務省のIJEPA税率のウェブ サイト(インドネシア語)

<http://www.tarif.depkeu.go.id/Tarif/ijepa/?id=ijepa&lam=1&menu=hsform&mode=text>

関連マニュアル等

原産地規則の概要 財務省関税局業務課編

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/indonesia/setsumeikai_gensanchi.pdf

日インドネシア経済連携協定 原産地規則の概要



平成20年6月
(平成20年7月、平成23年7月：一部改訂)
財務省関税局業務課

日本インドネシアEPAの概要 経済産業省作成資料

http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/data/indonesia_epa06.pdf

日・インドネシア経済連携協定 と原産地規則について



2008年6月

 経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

本資料に関するお問い合わせ

日本貿易振興機構(ジェトロ)
貿易投資相談課

貿易投資相談受付専用

電話:03-3582-5651

<https://www.jetro.go.jp/services/advice/>

不許複製 禁無断転載